

# 社会福祉法人みのり会 役員及び評議員報酬規程

## 第一章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人みのり会(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規程において、役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び顧問をいう。

## 第二章 報酬等

(報酬等の支給及び額の算定方法)

**第3条** 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割及び職務内容を総合的に勘案し、役員等報酬表(別表1)に定める基準額を評議員会で決定し、各人に支給する。

2 理事長の報酬額は、別表1の限度内とし、具体的な報酬金額等については、算定の基礎となる額、役職、在職年数、法人の経理状況その他の事情などを考慮し、理事会において決定する。

3 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しないものとする。

4 前項に該当しない役員等が評議員会、理事会へ出席した場合は、社会福祉法人みのり会定款施行細則(以下「細則」という。)第33条及び別表6の規定により日当(費用弁償)を支弁するものとする。

5 報酬額は、社会情勢等を勘案し、見直すことができるものとする。

(報酬の支払方法)

**第4条** 報酬の支払いは次のとおりとする。

(1) 前条第1項に該当する役員等の内、月額支払いの場合は毎月15日に締め切り翌月の25日に支払うこととし、年額支払いの場合は毎年度3月末日に規定の額を支払うものとする。なお、現金支払い以外の役員等は金融機関の指定口座に振り込む方法とする。

(2) 前条第2項に該当する役員等は、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

**第5条** 評議員会・理事会への出席については、細則第13条第2項及び第20条第2項の規定により交通費は日当に含むものとする。ただし、片道10km以上の役員等については法人の旅費規程を適用する。

2 前条以外の出張等については、法人の旅費規程に準ずるものとする。

(旅費の仮受け)

**第6条** 出張旅費は、出発前に予定計算額の範囲内で仮受けすることができる。

2 旅費の仮受けを行う場合は、計算書と理由を付して申請しなければならない。

(旅費の精算)

**第7条** 出張者は出張業務終了後速やかに報告書を作成し領収書等を添付して出張旅費を清算するものとする。

2 旅費の仮払けした場合は、出張終了後速やかに報告書を作成し、領収書等を添付して出張旅費を清算するものとする。

### 第三章 退任慰労金

(慰労金の算定)

**第8条** 法人の役員等を退任する場合において、次の基準に在任期間を乗じて算出した慰労金を支給することができるものとする。

(1) 理事長

理事長の退任慰労金の額は、在任期間・功績及び法人の業績等を勘案し、理事会においてその都度決定する。

(2) 評議員・理事・監事

在任期間1年につき5,000円

2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない端数月は6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満は切り捨てるものとする。

(支給の方法)

**第9条** 退任慰労金は、役員等を退任した時点において現金にて支給する。

(控除)

**第10条** 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉徴収税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## 第四章 慶弔

(受章祝い金)

**第11条** 役員等が社会福祉事業に関して功労により国県等の関係機関から表彰を受けた場合には別表2に定める祝い金を支給する。

(傷病見舞金)

**第12条** 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表2に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

**第13条** 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表2に定める見舞金を支給する。

(弔慰金)

**第14条** 役員等が死亡したときは、別表3の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

**第15条** 役員等の親族が死亡したときは、別表4に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができるものとする。

## 第五章 その他

(改正)

**第16条** この規程を改正または廃止する必要がある場合は、法人の評議員会の議決を経なければならない。

## 附 則

- 1、平成24年4月1日制定の「社会福祉法人みのり会役員及び評議員等の報酬に関する規程は平成29年3月31日廃止する。
- 2、この規程は、平成29年4月1日から適用する。
- 3、この規程は、公布の日から施行し、平成29年11月1日から適用する。
- 4、この規程は、令和3年6月1日から適用する。
- 5、この規程は、令和5年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係「役員等報酬表」）

区 分	報酬上限額	摘 要
1、常勤役員		
（1）理事長	月額 700,000円	
2、評議員	年額 20,000円	費用弁償は別途
3、理 事	年額 20,000円	費用弁償は別途
4、監 事	年額 20,000円	費用弁償は別途
5、顧 問	日額 25,000円	一月の勤務日数は8日以内とし、所定の勤務日数を超える場合は、報酬を支給しない。

別表2（第11条、第12条、第13条関係「祝い金及び見舞金」）

区 分	支給基準額	摘 要
受章祝金	（1）国の褒章制度による場合 20,000円 （2）県及び町の受章制度による場合 10,000円 （3）理事長が指定した場合 5,000円以内	褒章の受章において祝を行う場合は生花贈呈ができるものとする。
傷病見舞金	（1）私傷病見舞金 10,000円 （2）業務上の傷病の見舞金 20,000円	通勤災害を含む
災害見舞金	被害の程度による 50,000円以内	災害程度の内容は新聞等情報を参考に定める。

**別表3**（第14条関係「弔慰金」）

対象区分	支給基準額	摘要
理事長	20,000円	弔電・生花
評議員・理事	10,000円	弔電・生花
顧問・監事・他	5,000円	弔電・生花

**別表4**（第15条関係「香華料」）

対象区分	支給基準額	摘要
配偶者	20,000円	弔電・生花
父母	10,000円	弔電・生花
配偶者の父母・義父母	10,000円	別居は半額・弔電・生花
子	20,000円	弔電・生花
祖父母	5,000円	弔電
兄弟	5,000円	弔電

（注）配偶者の父母・義父母で同居以外は3,000円の香華料とする。